

介護職員等特定処遇改善加算に係る見える化要件について

① 各加算算定状況

当法人が算定している各加算は下記の通りです。

各介護事業所 介護職員処遇改善加算Ⅰ
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

② 処遇改善に関する具体的取組（賃金改善以外）

区分	内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどを法人内で行われる勉強会を通じて明確化。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等を積極的に職員にお知らせして受講料は法人負担にし支援。
両立支援・多様な働き方の推進	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制を職員を増員し充実。
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策を法人内で行われる勉強会・講習会を通じて実施。
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を各パソコン内に連絡専用フォルダーを作成し実施。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容を法人内で行われる各委員会、勉強会を通じて改善。